

第 23 回 喜多方市農業委員会総会議事録

1 開催の日時及び場所

日 時 令和 4 年 10 月 19 日（水）午前 9 時 30 分
会 場 市役所本庁舎 大会議室 AB

2 委員定数 19 名

3 本日の総会に出席した委員

会 長 19 番 京野 貞夫

会長職務代理者 18 番 齋藤 澄子

委 員

1 番 高橋 忠一	2 番 高野 進	3 番 渡部 清孝
4 番 小沢 勝則	5 番 武藤 常雄	6 番 二瓶 崇
7 番 菊地 貴	8 番 山口 久人	9 番 大津 康男
10 番 小林千代松	11 番 平田 恭一	12 番 木戸 賢治
13 番 木村富士男	14 番 小林 博行	15 番 菅井 大輔
16 番 岩崎 茂治	17 番 佐藤 光伸	

4. 本日の総会に欠席通告した委員

なし

5. 本日の総会に遅参通告した委員

なし

6 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第 50 号 会務報告について

報告第 51 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

7 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 113 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 114 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 115 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 116 号 現況確認証明申請について

議案第 117 号 農用地利用集積計画について

8 農業委員会事務局職員

事務局長 岩 下 正 勝

次長兼農地係長 誼 高 文 信

農政係長 大 竹 秀 樹

熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 湯 浅 惣 太

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 佐 藤 崇 史

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副主任主査 小 林 さおり

9. 会議の概要

○会長（あいさつ）

それでは皆さんおはようございます。

皆さん稲刈りが終わった方、まだ残っているということで刈り取りも終盤を迎え、何かとお忙しいところ第23回総会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、平成4年産米については全国作況は100という数字が出ました。当県においても100ということで平年並みということでした。価格

については、全農福島で1,500円アップ、それから市が先駆けてこのような厳しい情勢の中で、10a当たり3,500円の交付金が出るということで、今月末ごろから申請書が配布されるかと思えます。その様なことで、一応前年から見ればプラスということになってはいますがけれども、そうは言っても原油高騰、それから生産資材の高騰ということで、なかなか厳しい情勢であります。今後も原油、資材価格は間違いなく高騰するかと思えますので、農業委員会組織として市、県、国へと要望書を提出するなどいち早く対応して参りたいと思えます。その様な中で大津農政委員長には、これから令和5年の賃借料情報、農作業料金の設定にあたり十分審議されまして、たたき台を農政委員会の中で作成していただきたい。大変でありますけれども、よろしく願い申し上げたいと思えます。また、県下農業委員会大会が来月10日に開催されます。先日12日に地方農業委員会会長会議がございまして、当農業委員会が優良農業委員会として会長賞を受賞することになりました。これは、過去平成31年の4年前に授賞しています。これで2回目ということで、本当に栄えある賞ということになります。これも日頃の皆さんのこのコロナ禍の中で日々努力した賜物と思えます。本来ならば、授賞に臨んだ後、皆さん全員が揃って祝宴ということで行いたいところですが、これも無理な状態であります。それから、出席人数についてもやはりコロナで制限がありまして、昨年は全体で330人位、今年は新型コロナも減少してますので、830人位で大会を催するという運びになりました。当農業委員会からは、全員で最適化推進委員を含め49名ですが、その半数ということで11月10日に25、26名位になろうかと思えますけれども、県下農業委員会大会に出席をして行きたいということで、今事務局の方で調整していますので、ぜひ参加くださるようお願い申し上げたいと思えます。あと、コロナということで一昨日まで300人だったんですが、昨日は急にまた900人に増え、全国でも4万人となり、ここ1週間毎日増え続けているということで、なかなか減

少が見えません。その様なことでありますけども、やはり皆さん引き続きコロナ感染には十分留意されまして、日々行動をしていただきたいと思います。

本日の総会には、報告2件、議案5件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしく願いいたします。

(開 会)

○議長

欠席委員は、おりません。

定足数に達しておりますので、これより第23回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、7番 菊地貴委員、8番 山口久人委員を指名いたします。

(報告事項)

○議長

はじめに、「報告第50号 会務報告について」、「報告第51号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第50号 会務報告について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

報告第51号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局

〔3件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、報告第50号及び報告第51号の報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第50号及び報告第51号は、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第50号及び報告第51号は了承することにしました。

（議案審議）

○議長

議案審議に入ります。

「議案第113号 農地法第3条第1項の規定による許可申請につい

て」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔所有権移転3件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

所有権移転のNo.1については、1番 高橋忠一委員

No.2については、7番 菊地貴委員

No.3については、11番 平田恭一委員より現地調査の結果、並びに
補足説明がありましたら報告を求めます。

○高橋忠一委員

〔所有権移転のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

1番高橋です。農地法第3条所有権移転案件No.1について、ご報告いたします。去る10月17日午前8時より、譲受人の〇〇〇氏は都合により欠席のため、代理人の弟の〇〇〇氏と共に現地調査を実施して来ました。所有者の〇〇〇さんは、県外在住で耕作していないということもあり、少し荒れている農地でございました。譲受人の方で来春から草刈等をして管理をして行きたいと申ししておりました。周りは畑ではありますが、一部は林の様になっているところもありました。以上のことから、水利等を含め、周辺農地に支障を及ぼすことはないと判断いたしました。以上です。

○菊地貴委員

〔所有権移転のNo.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

7番菊地です。農地法第3条所有権移転案件No.2について、報告させていただきます。去る10月12日13時より譲渡人の〇〇〇さんとお会いし、内容を確認させていただきました。事務局から説明があった通り、譲渡人と譲受人は親子であります。農機具類は一通り揃っており、作業に支障はなく、現在も水稻、そばを作付けしておりました。親子間の権利移

動であり、今まで同様に適正な管理がなされると判断しました。以上です。

○平田恭一委員

〔所有権移転のNo. 3 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

11番平田です。農地法第3条所有権移転案件No. 3 について、ご報告いたします。去る10月10日午前9時頃より、譲受人の〇〇〇氏立ち会いのもと現地調査並びに聞き取り調査を行いました。本申請に伴う権利の取得については、農地の集団化、農作業の効率化、水利調整などを図るためのものであり、周辺農地に支障を及ぼすことなく、適正な管理がなされると判断いたしました。以上ご報告申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第113号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第113号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第113号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第114号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No.1について、9番 大津康男委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○大津康男委員

〔No.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

9番大津です。農地法第4条案件No.1について、報告いたします。去る10月11日午前10時45分より立ち会い人として〇〇〇司法書士事務所の〇〇〇さん、塩川総合支所より佐藤主査、農業委員として二瓶委員と私、推進委員から北見推進委員で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。申請地は、昭和49年から51年にかけて作業所等が建築された土地になります。当時、建築前に農地転用すべきところを、宅地内の一画であるため、所定の手続きを取ることなく建築をし、現在に至ってしまったそうです。そこで、本申請をすることになりました。この辺りは、造成済の用地でもありますし、土砂の流出の恐れはないものと思われれます。作業所であり、用水設備がないことから支障を及ぼすことはないと思われれます。また、宅地内の一画にあり農地との接続地ではないため、支障を及ぼすことはないと思われれます。なお、顛末書の提出がございました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第114号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第114号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第114号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第115号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定1件、所有権移転2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

権利設定のNo.1については、6番 二瓶崇委員

所有権移転のNo.1については、1番 高橋忠一委員

No.2については、6番 二瓶崇委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○二瓶崇委員

〔権利設定のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

6番二瓶です。農地法第5条設定のNo.1について、ご説明いたします。去る10月11日午前8時30分ころより、設定人の〇〇〇さん、被設定人の〇〇〇さん、この2人は親子関係でございます。また、〇〇〇の〇〇〇さん、委員として大津委員、北見推進委員、私、事務局から佐藤主査の

立ち会いのもと現地調査を行いました。当申請地は、〇〇〇の住宅街にあり区画整理され、造成も完成しております。また、公共の上下水道も整備されております。周辺には農地等はなく、農業用の用排水設備もないことから何ら支障はないと判断いたしました。以上です。

○高橋忠一委員

〔所有権移転のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

1番高橋です。農地法第5条移転のNo.1について、ご報告します。去る10月14日午前11時45分ごろより、譲渡人の〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇の社長〇〇〇さん、私と五十嵐推進委員、事務局より誼高次長立ち会いのもと現地調査並びに申請者からの内容の聞き取りを行って参りました。土地については、図面のとおり周辺は宅地になっております。西側には野球場があり、そのすぐ隣ということで既に整地されておまして、周辺に支障を及ぼすことはないと判断いたしました。以上です。

○二瓶崇委員

〔所有権移転のNo.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

6番二瓶です。農地法第5条移転のNo.2について、ご説明いたします。去る10月11日午前9時ころより、現地調査並びに聞き取り調査を行いました。立ち会い人が譲渡人の〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇からは〇〇〇さん、行政書士の〇〇〇さん、大津委員と北見推進委員、私と事務局の佐藤主査で現地調査を行いました。申請地は、西側が国道121号線であり、その外は農地と接地しているため、土砂等が流出しないよう境界にはL型の擁壁を設置します。事務所からの雑排水等は公共の下水道へ放流して、敷地内の雨水は南側と東側、西側にもU字溝を敷設して、東側用排水路に流出させます。よって、周辺の農地に支障を及ぼすことはないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第115号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第115号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第115号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第116号 現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No. 1、No. 2について、9番 大津康男委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○大津康男委員

〔No. 1、No. 2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

9番大津です。現況確認証明No. 1、No. 2について、報告いたします。

案件No. 1については、申請人の〇〇〇さん、立ち会い人として佐藤主査、二瓶委員、北見推進委員、私で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。理由は事務局から説明があった通りであります。昭和60年頃よ

り労働力不足及び機械の利用が困難で耕作を続けることが出来なくなつたということです。続いて案件No.2について、報告いたします。申請人の〇〇〇氏は欠席、代理人として〇〇〇氏が出席しております。立ち会い人は、佐藤主査、二瓶委員、北見推進委員、私で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。非農地化した経過については、平成22年まで祖母が耕作していましたが、平成23年に祖母が他界してからは、耕作しておらず、現在の様に原野化したということです。以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第116号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第116号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第116号については、申請書のとおり許可することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第117号 農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

[利用権設定2件を朗読、説明。]

○議長

それではここで、議案第117号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第117号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第117号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第23回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

（閉 会） 10：14